

2012年1月19日  
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司  
中国アドバイザー一部

—国家発展改革委員会・商務部公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス  
( 第209号 )

# 国家発展改革委員会・商務部、 改訂版『外商投資産業指導目録』を公布 ～2012年1月30日より施行～

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家発展改革委員会、商務部は2011年12月24日付で、『外商投資産業指導目録(2011年改訂)』(国家発展改革委員会・商務部令第12号、以下、『指導目録』という)を公布しました。『指導目録』は中国の外資導入の重要な依拠となる業種リスト。1995年6月の公布以降、これまで2002年、2004年、2007年の改訂を経ており、この度の改訂は約4年ぶり、4度目。2011年度版『指導目録』は、**2012年1月30日より施行**されます<sup>1</sup>。

中国政府は2002年4月、中国の外資導入の指針となる『外商投資の方向を指導することに関する規定』(國務院令第346号)を施行。外商投資プロジェクトを奨励類、許可類、制限類、禁止類の4種に分類し、このうち奨励類、制限類、禁止類に関して『指導目録』を作成し、奨励類、制限類、禁止類に属さないものを「許可類」とする旨、規定しました(奨励類、制限類、禁止類の分類基準については8ページの図表5参照)。

2011年度版『指導目録』では、昨年からの始動した第12次5カ年計画の方針、経済構造の最適化や経済成長モデルの転換といった経済政策運営に基づき、内容を大幅に刷新。国家発展改革委員会は、2011年度版『指導目録』につき、産業の対外開放を促進するべく、奨励類の産業プロジェクトを増やし、制限類・禁止類の産業プロジェクトを減らしたと説明(項目数の変化については図表1参照、具体的な業種の項目数については9-10ページの図表6参照)。またこの度の改訂では、初めて『指導目録』の意見募集草案を公表し、外資政策の策定過程においてパブリックコメントを取り入れることにより、政策の透明性を向上させたとしています。

【図表1】新旧『指導目録』項目数の内訳

	2007年版	2011年版
奨励類	351項目	<u>354項目</u>
制限類	87項目	<u>80項目</u>
禁止類	40項目	<u>39項目</u>
単純合計	478項目	<u>473項目</u>

<sup>1</sup> 2011年度版『指導目録』は2012年1月30日から施行されるが、この度の改訂で制限類・禁止類に追加されたプロジェクトに該当する既存の外商投資企業は、認可された時点の分類が引き続き適用される。ただし2012年1月30日以降に増資や持分譲渡を実施する場合には、2011年度版『指導目録』が適用される。

この度、新たに奨励類に追加された産業プロジェクトには、中国が近年、積極的に推進している省エネ・環境保護産業や次世代情報技術産業、新エネルギー自動車産業といった戦略的新興産業に属する産業プロジェクト、ならびにベンチャーキャピタル、知的財産権サービスといったサービス業に関する産業プロジェクトが含まれています。また従来は制限類に位置していた医療機関やファイナンスリース、フランチャイズ経営を許可類に分類。外資参入のハードルの引き下げを実施しています。

一方、多結晶シリコンや石炭化学工業などの「両高一資」と呼ばれる高エネルギー消費、高汚染などに関するプロジェクトは奨励類から除外するなど、外資参入を抑制する方針を明確にしています。

外国企業が中国投資を検討する場合、『指導目録』に掲載されているか否か、また掲載されている場合、奨励・許可・制限・禁止のどれに該当する業種なのか、といった問題は外商投資プロジェクトの認可の可否に関わるほか、『指導目録』に記載されている製造方法や製品・原材料などの文言の解釈によって、該当するプロジェクトが異なってくる可能性もあるため、中国投資の実務では、『指導目録』の記載内容を慎重に確認する必要があります。

また、発展改革関連部門および商務主管部門における外商投資プロジェクトの許認可手続時に、奨励・許可・制限の分類に基づき、許認可機関が異なる点も留意が必要です。例えば現在、発展改革関連部門での許認可手続が必要な外商投資プロジェクトの場合、奨励類、許可類の外商投資プロジェクトであれば、投資総額が3億米ドル以下の場合原則として省級発展改革委員会が認可を実施しますが、制限類の外商投資プロジェクトの場合、5千米ドル以下の場合のみ、省級発展改革委員会が認可を行うと規定されています(詳細は図表2参照)。

【図表2】 発展改革関連部門における外商投資プロジェクト認可機関

投資総額	奨励類	許可類	制限類
5億米ドル以上	国务院	国务院	国务院
3億～5億米ドル	国家发展改革委员会	国家发展改革委员会	
1億～3億米ドル	省級发展改革委员会*	省級发展改革委员会*	国家发展改革委员会
5千万～1億米ドル			省級发展改革委员会
5千万米ドル未満			省級发展改革委员会

\* 『政府が認可を行う投資プロジェクト目録』において国务院関連部門による認可が必要であると規定されているものを除く。

【『外商投資プロジェクト認可暫定管理弁法』(発展改革委員会令第22号)、『外商投資プロジェクトに係る認可権限委譲業務を遂行することに関する通達』(发改外資[2010]914号)に基づき、中国アドバイザー一部作成】

【図表3】 外商投資企業の設立・変更事項に係る商務主管部門(サービス業を除く<sup>(1)</sup>)

投資総額	奨励類	許可類	制限類
3億米ドル以上	地方商務主管部門 <sup>(2)(3)</sup>	商務部	商務部
5千万～3億米ドル		地方商務主管部門 <sup>(3)</sup>	
5千万米ドル未満			地方商務主管部門 <sup>(3)</sup>

(1) サービス業領域(金融、電信領域を除く)の外商投資企業に係る設立・変更事項は、法律法規において商務部が審査・承認を行うと明確に規定されている場合を除き、地方商務主管部門が審査・承認を実施。

(2) 3億米ドル以上で国家総合バランスを必要とする場合、商務部が審査・承認を実施。

(3) 「地方商務主管部門」とは、省・自治区・直轄市・計画単列市・新疆生産建設兵団・副省級都市(ハルビン・長春・瀋陽・済南・南京・杭州・広州・武漢・成都・西安を含む)の商務主管部門および国家経済技術開発区のことを指す。

【『外商投資審査・承認権限の委譲に関する問題についての通達』(商資発[2010]209号)に基づき、中国アドバイザー一部作成】

外商投資企業の設立・変更に関する許認可手続を行う商務主管部門についても同様に、奨励・許可・制限の分類および投資総額によって許認可を実施する担当部門が異なってくるため（詳細は前ページの図表3参照）、外商投資企業の設立、運営においても『指導目録』の分類状況は重要な指針となっています。

2011年度版『指導目録』の改訂のポイントにつきましては、以下をご参照ください。

#### □ 対外開放の拡大

2011年度版『指導目録』では、奨励類の増加、制限類・禁止類の削減を実施しています。この結果、2007年度版に比べ、2011年度版『指導目録』の内訳は、奨励類が3項目増の354項目、制限類が7項目減の80項目、禁止類が1項目減の39項目、合計473項目となっています。また2011年度版『指導目録』では、奨励類・制限類の中で外資出資比率制限のある項目が従前に比べ11項目減少。このうち製造業の「天然食品添加物・食品添加物の生産」および「新エネルギー発電プラントまたは主要設備の製造」などは、「合弁・合作に限定」との制限が撤廃されているなど、外資参入のハードルが引き下げられています。

#### □ 製造業の高付加価値化の促進

2011年度版『指導目録』では、ハイエンド製造業を外商投資の重点分野に位置づけ、外資による新技術や新素材、新設備を使用した投資を奨励し、紡績、化学工業、機械製造などの分野において新製品、新技術に係る項目を追加。外資の技術や設備などを利用して、製造業の高付加価値化を図る姿勢が見て取れます。

一方、すでに成熟した製造業については奨励類から除外しており、従来は奨励類に属していた自動車の完成車製造（外資比率は50%以下）は、奨励類から許可類へ。この問題につき、国家発展改革委員会は「現在、中国の自動車生産能力はやや過剰気味であり、自動車メーカーも多い。『指導目録』における調整は中国の自動車産業の現状に基づいた正常な判断であり、規制強化の意味合いはない。また既存の自動車合弁会社の経営に影響を与えることもない」と説明しています<sup>2</sup>。なお外資による完成車製造への参入については、国家発展改革委員会が2004年に公布した『自動車産業発展政策』（国家発展改革委員会令第8号、2009年に工業・情報化部、国家発展改革委員会令第10号に基づき一部改訂）が引き続き適用されるものと推察されます。

#### 『自動車産業発展政策』（国家発展改革委員会令第8号）

**第48条** 自動車完成車、特定目的自動車、農業用運送車およびオートバイの中外合弁生産企業の中国側持分は50%を下回ってはならない。株式が上場している自動車完成車、特定目的自動車、農業用運送車およびオートバイの株式会社が対外的に法人株式を売却する場合、中国側法人の1つは相対的に株式を支配し、かつ外資法人株の和を上回らなければならない。同一の外国投資家は国内に2社（2社を含む）以下の同類（乗用車類、商用車類、オートバイ類）の完成車製品を生産する合弁企業を設立することができ、中国側の合弁パートナーとともに国内のその他の自動車生産企業を合併する場合には2社という制限を受けないことができる。国外の法人格を有する企業が別の企業の株式を相対的に支配する場合、同一の外国投資家と見なす。

<sup>2</sup> 新華社2012年1月3日「“汽车整车制造”为何不再鼓励？」[http://news.xinhuanet.com/fortune/2012-01/03/c\\_111361562.htm](http://news.xinhuanet.com/fortune/2012-01/03/c_111361562.htm)

このほか、「両高一資」と呼ばれる高エネルギー消費、高汚染などに関するプロジェクトについても調整を実施。2009年9月、国務院は『国務院の発展改革委員会等部門の一部業種における生産能力過剰および重複建設に対する抑制ならびに産業の健康的発展指導に関する若干意見の批准、転送についての通達』（国発[2009]38号）を公布し、生産能力過剰および重複建設が深刻な業種として、鉄鋼、セメント、板ガラス、石炭化学工業、多結晶シリコン、風力発電設備の6業種を挙げました。この6業種のうち、『指導目録』では、石炭化学工業、多結晶シリコンを奨励類から除外したほか、風力発電設備は引き続き奨励類に属しているものの、従来の「1. 5メガワット以上の風力発電設備」から、2011年度版『指導目録』では「2. 5メガワット以上の風力発電設備」に変更し、参入条件の引き上げを実施。外資導入の「質」向上という姿勢を如実に示しています。

## □ 戦略的新興産業の育成

中国・国務院は2010年10月、『戦略的新興産業の育成および発展の加速に関する決定』（国発[2010]32号）を公布。今後、中国経済を支える新たな産業として、①省エネ・環境保護産業、②次世代情報技術産業、③バイオ産業、④ハイエンド装備製造産業、⑤新エネルギー産業、⑥新素材産業、⑦新エネルギー自動車産業の7業種を「戦略的新興産業」に指定し、重点的に育成・発展させる方針を明示しました（「戦略的新興産業」の概要については、11ページの図表7参照）。「戦略的新興産業」の育成・発展は、第12次5カ年計画においても産業構造の最適化や持続的発展を実現するための主要政策に位置づけられており、「戦略的新興産業」の7業種のGDPに占める比率を2015年までに約8%、2020年までに約15%まで引き上げる目標を設定。こうした方針に基づき、2011年度版『指導目録』においても、新エネルギー自動車の基幹部品やIPv6次世代インターネットシステムなど、戦略的新興産業に関係する項目が新たに奨励類に追加されています（主な改訂・追加項目は図表4参照）。ただし新エネルギー自動車の基幹部品のうち、「充電式動力電池（エネルギー密度 $\geq 110$  Wh/kg。循環寿命 $\geq 2000$ 回）」に対しては外資の出資比率を50%以下に制限しているため、留意が必要です。

【図表4】 戦略的新興産業に係る主な奨励類の改訂・新規追加項目

### 【金属製品業】

航空機、宇宙飛行機、自動車、オートバイの軽量化および環境保護型新素材の研究と製造（専用アルミ板、アルミマグネシウム合金材料、オートバーアルミ合金フレームなど）

### 【専用設備製造業】

自動車動力電池専用生産設備の設計と製造

### 【交通運輸設備製造業】

新エネルギー自動車の基幹部品の製造

### 【電機機械および器材製造業】

ハイテク環境保護型電池の製造

### 【通信設備、コンピュータ及びその他電子設備製造業】

IPv6に基づく次世代インターネットシステム設備、末端設備、検査設備、ソフトウェア、チップの開発および製造

など



このほか、戦略的新興産業の新エネルギー分野の1つに挙げられている原子力エネルギーについては従来、製造業分野において原子力発電所用設備に関する項目などが奨励類に挙げられていましたが、2011年度版『指導目録』では奨励類から削除され、許可類となっています<sup>3</sup>。

## □ サービス業の発展促進

第12次5カ年計画では、GDP総額に占めるサービス業の比率を、2010年時点の43%から、2015年までに47%に引き上げる目標を明示。この背景には、過度に第2次産業に依存した成長モデルを転換し、経済構造の最適化を図り、また第3次産業を振興することによって新たな雇用を創出する狙いがあるものと推察されます。

こうした方針のもと、2011年度版『指導目録』では、サービス業の奨励類項目を増加。新たに電気自動車の充電所、ベンチャーキャピタル、知的財産権サービス、海洋石油汚染除去技術サービス、職業技能訓練などを奨励類に追加しています<sup>4</sup>。また医療機関、ファイナンスリースを従来の制限類から許可類に分類。このうち医療機関に関しては、2010年11月に国務院が公布した『国家発展改革委員会・衛生部等の社会資本による医療機関設立をより一層奨励・指導することに関する意見を転送することについての国務院弁公庁の通達』(国弁発[2010]58号)において、国外資本による医療機関の設立を許可類のプロジェクトに調整するとし、外商独資による医療機関の設立を段階的に開放していく旨、言及していました。2011年度版『指導目録』では、こうした近年の対外開放の動きを反映させた内容となっています。

### 『社会資本による医療機関設立をより一層奨励・指導することに関する意見』

#### 1. 社会資本による医療機関設立の参入範囲を拡大

(5) 国外資本による医療機関の設立を許可する。医療機関の対外開放をより一層拡大し、**国外資本による医療機関の設立を許可類の外商投資プロジェクトに調整する**。国外の医療機関・企業およびその他の経済組織がわが国の国内において、わが国の医療機関・企業およびその他の経済組織と合弁または合作の形式によって医療機関を設立することを許可し、国外資本の出資比率制限を段階的に取り消す。**条件を満たす国外資本によるわが国の国内における独資医療機関の設立を試験的に実施し、段階的に開放する**。国外資本は営利性医療機関を設立することができ、また非営利性医療機関を設立することもできる。国外資本がわが国の中西部地区に医療機関を設立することを奨励する。

香港・マカオ特別行政区および台湾地区の資本が中国本土で医療機関を設立する場合、関連規定に基づき優先的な支援政策を享受することができる。

(6) 外資による病院設立の審査・承認プロセスを簡素化し規範化する。中外合弁、合作医療機関の設立は省級衛生部および商務部門が審査・承認を行う。このうち中国医学、中国・西洋医学の結合、民族医学に係る病院を設立する場合、省級中医薬管理部門の意見を求めなければならない。外商独資医療機関の設立は衛生部および商務部が審査・承認を実施する。このうち中国医学、中国・西洋医学の結合、民族医学に係る病院を設立する場合、国家中医薬局の意見を求めなければならない。具体的な弁法は関連部門が別途、制定する。

<sup>3</sup> ただし「電力・ガスおよび水の生産および供給業」では、「原子力発電所の建設、運営(中国側の持分支配)」を引き続き奨励類に分類している。

<sup>4</sup> このうち「知的財産権サービス」については、2011年12月に国務院がハイテクサービス産業育成を目的として公布した『ハイテクサービス業を速やかに発展させることに関する指導意見』(国弁発[2011]58号)の対象となっている8分野の1つに該当し、また国弁発[2011]58号では外資のハイテクサービス産業への参入も奨励している。

上述のほか、小売・卸売業では、従来は制限類に位置づけられていた「フランチャイズ経営、委託経営、商業管理などの商業会社」が許可類に分類されるなど、規制緩和が実施されています。なお2010年に『外商投資インターネット、自動販売機方式の販売項目に係る審査・承認管理に関する問題についての通達』（商資字[2010]272号）が実施され、外資参入の基準が明確化されたネット販売については、従来同様、制限類に分類しています<sup>5</sup>。

## □ 地域の協調的発展の促進

第12次5カ年計画では、中西部地区や東北地区など、地域振興政策を多数掲げており、このうち西部大開発を地域発展の優先的位置にすると明示しています。

国家発展改革委員会の説明によると<sup>6</sup>、この度の改訂によって削除された奨励類の一部項目は、中西部地区への産業移転や中西部地区の特色を生かした産業の発展を促進するため、『中西部地区外商投資優勢産業目録』への組み入れを検討すると言及しています。

2011年度版『指導目録』の改訂内容を概観すると、ハイエンド製造業や戦略的新興産業、サービス業における外商投資を奨励し、生産過剰・高汚染に関わる産業を制限類などに移行するなど、外資導入の軸を従来の労働集約型産業からハイテク産業・サービス産業への移行を促し、外資の「量」から「質」への転換を推進しようとする中国政府の姿勢がうかがえます。

中国政府は2010年、『外資利用業務をより一層遂行することに関する若干の意見』（国発[2010]9号）を公布し、外資導入の基本的な方針を示しました<sup>7</sup>。また2011年には『外国投資家による国内企業の合併・買収に係る安全審査制度確立についての通達』（国発[2011]6号）および『商務部の外国投資家による国内企業の合併・買収に係る安全審査制度の実施に関する規定』（商務部公告2011年第53号）を公布し、外資の重要産業に対するM&Aに対して、安全審査制度を導入<sup>8</sup>。外商投資に関する法規性の環境整備を行い、実務面での明確化を図りました。

この度、懸案となっていた『指導目録』の改訂を約4年ぶりに実施。今後、外商投資プロジェクトに対しては、2011年度版『指導目録』における分類に基づき、中国政府の政策運営や業種の現状にあわせた選別的な措置が採られるものと推察されます。

<sup>5</sup> 商資字[2010]272号の詳細につきましては、『Mizuho China Monthly』2010年10月号（4-8ページ）および『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第130号をご参照ください。以下のURLよりダウンロード可能となっております。

『Mizuho China Monthly』2010年10月号：[http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin\\_info/pdf/MizuhoChinaMonthly201010.pdf](http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/MizuhoChinaMonthly201010.pdf)  
第130号：[http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin\\_info/pdf/BusinessExpressNo130.pdf](http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo130.pdf)

<sup>6</sup> 国家発展改革委員会「优化利用外资结构 促进经济发展方式转变—国家发展改革委有关负责人就《外商投资产业指导目录（2011年修订）》答记者问」：[http://www.sdpc.gov.cn/xwfb/t20111231\\_454087.htm](http://www.sdpc.gov.cn/xwfb/t20111231_454087.htm)

<sup>7</sup> 国発[2010]9号の詳細につきましては、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第113号をご参照ください。

<sup>8</sup> 国発[2011]6号および商務部公告2011年第53号の詳細につきましては、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第188号をご参照ください。以下のURLよりダウンロード可能となっております⇒ [http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin\\_info/pdf/BusinessExpressNo.188.pdf](http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.188.pdf)

また2012年1月5日に開催された全国商務工作会議では、商務部の陳徳銘部長が2012年度には外商投資企業の設立・運営の基本となる「外資三法」(『外資企業法』、『中外合弁経営企業法』、『中外合作経営企業法』)の改訂にむけた検討に着手する旨、言及<sup>9</sup>。このため今後、外商投資企業の運営に大きな影響を及ぼす政策が出される可能性があります。こうした状況下、中国の経済運営を注視し、中国当局の動向にあわせた対応をとる必要性がますます高まっているのではないのでしょうか。

なお、2011年度版『指導目録』は、国家発展改革委員会の下記URLよりダウンロード可能となっています。

[http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2011ling/t20111229\\_453392.htm](http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbl/2011ling/t20111229_453392.htm)

【 みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部 佐藤直昭 】

---

<sup>9</sup> <http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/ae/ai/201201/20120107915368.html?3157967634=2812660778>

**【図表5】『外商投資産業指導目録』の分類基準****【 奨励類 】**

以下のいずれかの状況に該当する場合、奨励類の外商投資プロジェクトに分類。

- 農業新技術、農業総合開発およびエネルギー、交通、重要原材料工業に該当する場合。
- ハイテク、先端的・実用的技術、製品の性能改良、企業の技術・経済効果の向上または国内で生産能力の不足している新設備・新素材の生産に該当する場合。
- 市場の需要に適応し、製品のレベルを向上させ、新興市場を開拓し、または製品の国際競争能力を増加させる場合。
- 新技術、新設備に該当し、エネルギーおよび原材料の節約、資源の総合利用、資源の再生および環境汚染の防止が可能である場合。
- 中西部地区の人材・資源の優位を發揮することができ、かつ国家産業政策に合致する場合。
- 法律、行政法規が規定するその他の状況。

**【 制限類 】**

以下のいずれかの状況に該当する場合、制限類の外商投資プロジェクトに分類。

- 技術レベルが立ち遅れている場合。
- 資源の節約および生態環境の改善に不利である場合。
- 国の規定により保護的採掘を実行する特定の鉱産物に係る探査・採掘に従事する場合。
- 国が徐々に開放する産業に属する場合。
- 法律、行政法規が規定するその他の状況。

**【 禁止類 】**

以下のいずれかの状況に該当する場合、禁止類の外商投資プロジェクトに分類。

- 国の安全に危害を及ぼす、または社会公共利益を損なう場合。
- 環境に対して汚染損害を及ぼし、自然資源を破壊する、または人体の健康を損なう場合。
- 大量の耕地を占有・使用し、土地資源の保護・開発に不利である場合。
- 軍事施設の安全および使用機能に危害を及ぼす場合。
- わが国特有の工芸または技術を運用して製品を生産する場合。
- 法律、行政法規が規定するその他の状況。

※ 奨励類、制限類、禁止類に該当しない外商投資プロジェクトのうち、法律・法規に合致しているものを許可類とし、『外商投資産業指導目録』には記載していない。

【 『外商投資の方向を指導することに関する規定』(国务院令第346号)に基づき、中国アドバイザー一部作成 】



【図表6】新旧『外商投資産業指導目録』の改訂内容

2007年度版		
奨励類	農業・林業・牧畜業・漁業	12
	採鉱業	9
	農業副産物食品加工業	3
	食品製造業	3
	飲料製造業	1
	たばこ製品業	3
	紡績業	5
	皮革・毛皮・羽毛(鳥獣の綿毛)およびその製品業	3
	木材加工および木・竹・藤・シュロ・草製品業	1
	製紙および紙製品業	1
	石油加工およびコークス製造業	1
	化学原料および化学製品製造業	26
	医薬品製造業	16
	化学繊維製造業	6
	プラスチック製品業	3
	非金属鉱物製品業	20
	非鉄金属の精錬および圧延加工業	2
	金属製品業	3
	汎用機械製造業	19
	専用設備製造業	71
	交通輸送設備製造業	26
	電気機械および器材製造業	13
	通信設備・コンピュータおよびその他電子設備製造業	35
	計器および文化・事務用機械製造業	18
	その他製造業	3
	電力・ガスおよび水の生産および供給業	7
	交通輸送・倉庫貯蔵および郵便業	14
	卸売および小売業	2
リースおよびビジネスサービス業	3	
科学研究・技術サービスおよび地質調査業	14	
水利・環境および公共施設管理業	4	
教育	1	
衛生・社会保障および社会福祉業	1	
文化・体育および娯楽業	2	
単純合計	351	

2011年度版		
奨励類	農業・林業・牧畜業・漁業	11
	採鉱業	9
	農業副産物食品加工業	3
	食品製造業	3
	飲料製造業	1
	たばこ製品業	1
	紡績業	6
	皮革・毛皮・羽毛(鳥獣の綿毛)およびその製品業	4
	木材加工および木・竹・藤・シュロ・草製品業	1
	製紙および紙製品業	1
	石油加工およびコークス製造業	1
	化学原料および化学製品製造業	19
	医薬品製造業	12
	化学繊維製造業	5
	プラスチック製品業	3
	非金属鉱物製品業	23
	非鉄金属の精錬および圧延加工業	2
	金属製品業	4
	汎用設備製造業	22
	専用設備製造業	78
	交通輸送設備製造業	24
	電気機械および器材製造業	15
	通信設備・コンピュータおよびその他電子設備製造業	32
	計器および文化・事務用機械製造業	14
	工芸品およびその他製造業	4
	電力・ガスおよび水の生産および供給業	9
	交通輸送・倉庫貯蔵および郵便業	14
	卸売および小売業	3
リースおよびビジネスサービス業	6	
科学研究・技術サービスおよび地質調査業	15	
水利・環境および公共施設管理業	4	
教育	2	
衛生・社会保障および社会福祉業	1	
文化・体育および娯楽業	2	
単純合計	354	

制限類	農業・林業・牧畜業・漁業	3
	採鉱業	8
	農業副産物食品加工業	2
	飲料製造業	2
	たばこ製品業	1
	印刷業および記録メディアの複製	1
石油加工およびコークス製造業	1	

制限類	農業・林業・牧畜業・漁業	3
	採鉱業	8
	農業副産物食品加工業	2
	飲料製造業	1
	たばこ製品業	1
	印刷業および記録メディアの複製	1
石油加工およびコークス製造業	1	

化学原料および化学製品製造業	10
医薬品製造業	6
化学繊維製造業	2
ゴム製品業	1
非鉄金属の精錬および圧延加工業	3
金属製品業	1
汎用設備製造業	2
専用設備製造業	3
交通輸送設備製造業	1
通信設備・コンピュータおよびその他電子設備製造業	2
<b>電力・ガスおよび水の生産および供給業</b>	<b>2</b>
<b>交通輸送・倉庫貯蔵および郵便業</b>	<b>7</b>
<b>卸売および小売業</b>	<b>6</b>
<b>金融業</b>	<b>5</b>
<b>不動産業</b>	<b>3</b>
<b>リースおよびビジネスサービス業</b>	<b>3</b>
<b>科学研究・技術サービスおよび地質調査業</b>	<b>3</b>
<b>水利・環境および公共施設管理業</b>	<b>1</b>
<b>教育</b>	<b>1</b>
<b>衛生・社会保障および社会福祉業</b>	<b>1</b>
<b>文化・体育および娯楽業</b>	<b>5</b>
<b>国の規定および中国が締結または加盟している国際条約により制限されるその他の産業</b>	<b>—</b>
<b>単純合計</b>	<b>87</b>

化学原料および化学製品製造業	10
医薬品製造業	5
化学繊維製造業	2
非鉄金属の精錬および圧延加工業	3
汎用設備製造業	2
専用設備製造業	2
交通輸送設備製造業	1
通信設備・コンピュータおよびその他電子設備製造業	1
<b>電力・ガスおよび水の生産および供給業</b>	<b>3</b>
<b>交通輸送・倉庫貯蔵および郵便業</b>	<b>7</b>
<b>卸売および小売業</b>	<b>6</b>
<b>金融業</b>	<b>5</b>
<b>不動産業</b>	<b>3</b>
<b>リースおよびビジネスサービス業</b>	<b>3</b>
<b>科学研究・技術サービスおよび地質調査業</b>	<b>3</b>
<b>教育</b>	<b>1</b>
<b>文化・体育および娯楽業</b>	<b>5</b>
<b>国の規定および中国が締結または加盟している国際条約により制限されるその他の産業</b>	<b>—</b>
<b>単純合計</b>	<b>80</b>

<b>農業・林業・牧畜業・漁業</b>	<b>3</b>	
<b>採鉱業</b>	<b>3</b>	
<b>製造業</b>	飲料製造業	1
	医薬品製造業	2
	非鉄金属の精錬および圧延加工業	1
	専用設備製造業	1
	電気機械および器材製造業	1
	工業品およびその他製造業	6
<b>電力・ガスおよび水の生産および供給業</b>	<b>1</b>	
<b>交通輸送・倉庫貯蔵および郵便業</b>	<b>2</b>	
<b>リースおよびビジネスサービス業</b>	<b>1</b>	
<b>科学研究・技術サービスおよび地質調査業</b>	<b>2</b>	
<b>水利・環境および公共施設管理業</b>	<b>2</b>	
<b>教育</b>	<b>1</b>	
<b>文化・体育および娯楽業</b>	<b>11</b>	
<b>その他業種</b>	<b>1</b>	
<b>国の規定および中国が締結または加盟している国際条約により禁止されるその他の産業</b>	<b>—</b>	
<b>単純合計</b>	<b>40</b>	

<b>農業・林業・牧畜業・漁業</b>	<b>3</b>	
<b>採鉱業</b>	<b>3</b>	
<b>製造業</b>	飲料製造業	1
	医薬品製造業	2
	非鉄金属の精錬および圧延加工業	1
	専用設備製造業	1
	電気機械および器材製造業	1
	工業品およびその他製造業	6
<b>電力・ガスおよび水の生産および供給業</b>	<b>1</b>	
<b>交通輸送・倉庫貯蔵および郵便業</b>	<b>2</b>	
<b>リースおよびビジネスサービス業</b>	<b>1</b>	
<b>科学研究・技術サービスおよび地質調査業</b>	<b>2</b>	
<b>水利・環境および公共施設管理業</b>	<b>2</b>	
<b>教育</b>	<b>1</b>	
<b>文化・体育および娯楽業</b>	<b>10</b>	
<b>その他業種</b>	<b>1</b>	
<b>国の規定および中国が締結または加盟している国際条約により禁止されるその他の産業</b>	<b>—</b>	
<b>単純合計</b>	<b>39</b>	

(2007年版『指導目録』および2011年版『指導目録』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【図表7】 戦略的新興産業・7業種の概要

支柱 産業	省エネ・ 環境保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 高効率の省エネ装備・製品の重点的開発・普及、重点領域におけるコア技術のブレイクスルー実現、エネルギー効率の全体的水準の向上。</li> <li>✓ 資源リサイクルのコア汎用技術の研究開発・産業化モデル事業の加速、資源の総合利用水準・再製造産業化水準の向上。</li> <li>✓ 先端環境保護技術の装備・製品モデルの普及、汚染排除レベルの引き上げ。</li> <li>✓ 市場化された省エネ・環境保護サービスシステム建設の推進。</li> <li>✓ 先端技術を支柱とする廃棄物回収利用システム構築の加速、石炭のクリーン利用・海水の総合利用の積極的推進。</li> </ul>
	次世代 情報技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ブロードバンド・ユビキタス・融合・安全な情報ネットワークインフラ建設の加速、次世代移動通信網・次世代インターネットのコア設備およびインテリジェント端末の研究開発・産業化の推進、3ネットワーク(通信・インターネット・放送)融合の加速、モノのインターネット(internet of things)・クラウドコンピューティングの研究開発・モデル応用の促進。</li> <li>✓ 集積回路・フラットパネルディスプレイ・ハイエンドソフトウェア・ハイエンドサーバーなどのコア基礎産業の重点的発展。</li> <li>✓ ソフトウェアサービス・インターネット付加価値サービス能力の向上、重要インフラのインテリジェント化の加速。</li> <li>✓ デジタルシミュレーションなどの技術発展の強化、コンテンツ産業の発展促進。</li> </ul>
	バイオ	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 重大疾病の予防・治療に使用するバイオテクノロジー薬・新型ワクチン・試薬・化学薬品・現代漢方薬などの新薬開発の発展、バイオテクノロジー産業水準の向上。</li> <li>✓ 先端医療設備、医学材料などのバイオ医学製品の研究開発・産業化の加速、規模化の促進。</li> <li>✓ バイオ育種産業の育成強化、グリーン農業用バイオ製品の積極的普及、農業バイオテクノロジーの発展促進。</li> <li>✓ バイオ製造のコア技術開発・モデル事業・応用事業の推進、海洋バイオテクノロジー・製品研究開発・産業化の加速。</li> </ul>
	ハイエンド 装備製造	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 航空機を主とする航空装備の重点的開発、航空産業の拡大・強化。</li> <li>✓ 宇宙空間のインフラ建設の推進、衛星およびその応用産業の発展促進。</li> <li>✓ 旅客専用線・都市軌道交通などの重点プロジェクトによる軌道交通装備の発展強化。</li> <li>✓ 海洋資源開発に向けた海洋エンジニアリング装備の開発強化。</li> <li>✓ インフラ能力の強化、デジタル化・柔軟化・システムインテグレーション技術をコアとするインテリジェント製造設備の積極的発展。</li> </ul>
先導 産業	新エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 次世代原子力エネルギー・先端反応炉の積極的研究開発、原子力エネルギーの産業化の発展。</li> <li>✓ 太陽エネルギー利用技術の普及・応用の加速、太陽エネルギーの利用技術の普及・応用の加速、太陽エネルギーの発電市場の開拓。</li> <li>✓ 風力発電の技術・装備水準の向上、風力発電の段階的な規模的発展の促進、新エネルギーの発展に適応したスマートグリッド体系の建設促進。</li> <li>✓ 地域に応じたバイオマスエネルギーの開発利用。</li> </ul>
	新素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ レアアース・高性能膜・特殊ガラス・機能性陶磁器・半導体照明などの新機能素材の発展強化。</li> <li>✓ 高品質特殊鋼材・新型合金素材・エンジニアリングプラスチックなどのハイテク構造素材の積極的発展。</li> <li>✓ カーボン繊維・芳香族ポリアミド繊維・超高分子量ポリエチレン繊維などの高性能繊維およびその複合素材の発展水準の向上。</li> <li>✓ ナノ・超伝導などの汎用基礎素材の研究の発展。</li> </ul>
	新エネルギー 自動車	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 動力電池・モーター・電子制御分野のコア技術のブレイクスルー実現、プラグインハイブリッドカー・電気自動車の普及・応用・産業化の促進。</li> <li>✓ 燃料電池自動車に関する先端技術の研究開発実施、低燃費・省エネ自動車の発展の積極的推進。</li> </ul>

(『戦略的新興産業の育成および発展の加速に関する決定』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

**【ご注意】**

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
  - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
  - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。